

令和 7 年度出雲市 POS 機能付きキャッシュレジスター及びキャッシュレス決済端末導入 業務仕様書

1. 業務名

令和 7 年度出雲市 POS 機能付きキャッシュレジスター及びキャッシュレス決済端末導入業務

2. 業務の目的

本業務は、出雲市において、POS 機能と連動した自動釣銭機（以下、POS レジ）及びキャッシュレス決済サービス（クレジットカード、電子マネー、コード決済）を導入することにより、窓口サービスにおける業務の効率化並びに利用者の利便性向上を目的とする。

3. 履行（設置）場所及び設置台数

- (1)履行場所: 出雲市役所市民課、市民税課、資産税課、各行政センター市民サービス課
- (2)設置台数: 別途指定する台数

4. 契約期間及び履行期限

- (1)契約期間: 契約締結日の翌日から、令和 8 年 2 月 27 日とする。
- (2)納入期限: 令和 8 年 1 月 30 日までとし、可能な限り早期の納入を求める。
- (3)稼働開始希望日: 令和 7 年 12 月 1 日（稼働期限 令和 8 年 2 月 2 日）。ただし、可能な限り早期の稼働を求める。
- (4)保守・運用期間: 機器納入日から 4 年間とする。

5. 業務内容

(1)前提条件

- ① 導入窓口は、出雲市が指定した場所に導入すること。
- ② 納品前に必ず現地調査を行い、発注者と調整の上で機器の納入、設定、調整を行うこと。
- ③ 本契約には、現地での設定作業や作業にかかる全ての経費を含むものとする。

(2)POS レジ環境整備業務

- ① 通信回線及びネットワーク環境の提供:
 - 本業務で導入する POS レジおよびキャッシュレス決済端末が利用する通信回線は、発注者が準備し提供する。
 - 提供する通信回線は、LTE/5G 等の携帯電話回線（モバイル回線）を基本とする。
 - 不正アクセス防止策を含め、具体的なセキュリティ対策の内容を明記し、通信回線のセキュリティ対策を行うこと。
 - 通信障害発生時においても、現金決済業務が継続できる運用機能を提供する

こと。また、通信障害からの復旧機能についても提案書に記載すること。

- 通信回線と本提案に係る機器の接続に関し庁舎内配線作業等がある場合は、原則、受注者が対応することとし、その内容を具体的に提示すること。

- ② 売上等の管理機能: インターネット上のクラウド環境もしくはローカル環境下で売上等を管理する機能や、データをダウンロードする機能を提供すること。

(3) 研修及びマニュアル

- ① 職員研修: 機器の稼働開始までに、対面での職員向け操作研修を実施すること。
- ② マニュアル作成:
 - 利用者が容易に理解できるマニュアルを作成し、納品すること。
 - 紙媒体のマニュアルは、A4判・両面カラーを原則とする。
 - 電子ファイルのマニュアルは、Microsoft Office または Adobe Reader で閲覧可能な形式とすること。

6. 機能要件

以下の仕様を全て満たすこと。

(1) POS レジ本体・POS アプリ機能要件

- ① 基本機能:
 - 職員用画面と来庁者用画面をそれぞれ備え、手数料名等を表示できること。
 - 日付と時刻が表示できること。
 - 部門別管理機能を有すること。
 - 責任者による管理機能や、利用者ごとの ID・パスワード付与など、権限や役割、機能ごとに応じた制限・管理ができること。
- ② データ管理・出力:
 - 登録した情報はデータで保持し、電子ジャーナルとして売上状況が確認できること。
 - 以下の情報を最低限ダウンロードできる CSV 出力機能を有すること。
 - 取扱日時、施設名、取扱窓口、対象サービス（証明書等の個別名称）、単価、数量、売上高、会計日時、任意の歳入科目コード
 - 品目ごとの決済種別（クレジットカード、電子マネー、QR コードの各ブランド別）
 - 任意の支払科目（例：定額小為替）を追加設定し、一括で CSV 出力できること。
- ③ 商品マスタ:
 - 商品マスタ登録時に、任意の色を指定できること。
 - 商品マスタの変更（料金改定など）を事前に予約登録できること。
 - 任意の商品マスタについて、支払い手段を「現金のみ」に限定できる機能を

有すること。

③ 拡張性と保守:

- 将来の法改正等にも対応することを目的に、POS アプリのバージョンアップもしくは同等の機能向上が実施できること。バージョンアップもしくは機能向上に係る費用は原則無償とするが、必要に応じて別途協議することができる。

④ その他:

- 支払い手段に応じて「領収書」「利用明細書」など、レシートのタイトルを出し分けできること。

(2) キャッシュレス決済端末機能要件

① 端末仕様:

- 職員操作端末の画面は 7.0 インチ以上、顧客操作端末の画面は 4.0 インチ以上が望ましく、市民も職員も操作しやすい画面のサイズであること。
- 接触 IC リーダー、磁気リーダー、PIN 入力、QR コード読取り用カメラの機能を搭載していること。
- 端末は新品未使用品で、コンパクトな設計であること。

② 決済ブランド: 以下の決済ブランドを必須とし、その他は提案によるものとする。また、決裁の種別については適宜見直すことができるものとし、発注者と受注者で協議することができる。

- クレジットカード: VISA, MasterCard, JCB, American Express
- 電子マネー: 交通系 IC, 楽天 Edy, nanaco, waon, iD
- コード決済: PayPay, d 払い, 楽天ペイ, au PAY (C P M方式)
- キャッシュレス決済が利用可能であることを示すロゴマーク等の掲示物を、必要に応じて無償で提供すること。
- いずれも縁結びペイの支払いにも対応できること (M P M方式)。

③ 通信・セキュリティ:

- 回線障害時にも対応できるデータ蓄積機能や、セキュリティ対策を有すること。

(3) 周辺機器の機能要件

① 自動釣銭機:

- 国内発行の硬貨 6 金種を取り扱えること。各金種が 100 枚以上収納可能であること。
- 国内発行の紙幣 4 金種 (1000 円、2000 円、5000 円、10000 円) を取り扱えること。
- 硬貨投入口の最大容量は 50 枚以上であること。
- 紙幣は、各金種が 100 枚以上 (うち 1000 円札は 200 枚以上) 収納可能で

あること。

- 2024年発行の新紙幣に対応可能であること。
- 2021年発行の新500円硬貨に対応可能であること。
- 釣銭機内の残高をレジ側で確認でき、金種毎の残高を印字できること。
- 金額差異の可能性がある場合に自動で精査する機能や、投入された硬貨を返却する機能を有すること。
- 釣銭の取り忘れを防止するため、ランプ点灯やアラート音など、通知機能を有すること。

② レシートプリンタ:

- 会計完了後、手数料等の名称、合計金額、決済手段がわかる明細（レシート）を発行できること。
- レシートに印字する設置個所の名称等を任意に変更でき、出力枚数も柔軟に変更できること。
- 58mm または 80mm のレシートが発行可能なものであること。

③ 2次元コードスキャナ:

- POS レジと連動する Bluetooth 接続式もしくは有線式であること。
- 手数料バーコードのほか、コンビニ収納用バーコードや eL-QR が掲載された納付書の読み取りが可能であること。

④ ドロア:

- 3札6硬貨以上を収納できること。
- レシート発行と同時に自動で開くよう、レシートプリンタと連動すること。
- 鍵による施錠が可能であること。

⑤ ルーター

- 市が別に調達する回線端末装置に接続し、本業務で導入及び設置を行う機器と接続し、安定的に稼働するよう設定を行うこと。
- また、ルーター以下の機材構成にて、ローカルエリアネットワークを構築し、通信障害時にも会計業務（現金のみ）を止めない様にオフライン時に備えること。

⑥ その他: 上記機器を接続するケーブルや連携パーツ等、レジの運用に必要な部品も全て本契約に含むこと。

7. 指定納付受託業務

- (1) 指定納付受託者: 受注者は、地方自治法第231条の2の3第1項の規定に基づく指定納付受託者として、キャッシュレス決済に係る歳入を出雲市に代わって収納する事務を行うこと。全ての決済手段の収納金を一元的に取りまとめること。
- (2) 収納金の振込: キャッシュレス決済による収納金は、毎月末日を締め日として集計

し、翌月の出雲市と協議して決定した日までに、市が指定する口座に一括で振り込むこと。

(3) 取扱手数料:

- キャッシュレス決済に係る取扱手数料は、収納金から当該手数料を差し引いた金額を振り込む方法を基本とする。ただし、受注者からの請求に基づき市が別途支払う方法も提案可能とする。
- 手数料率は提案によるものとし、消費税の課税・非課税を明記すること。

8. 保守・サポート体制

- (1) 保守窓口: 保守依頼の連絡先は、導入する全ての機器について1か所に統一すること。連絡先はシール等で見やすい場所に貼付した状態で納品すること。
- (2) 保守対応時間: 発注者と協議の上、平日・休日を問わず、業務に支障がでないよう保守対応時間を定めること。
- (3) 障害対応: 障害発生時や問い合わせには遅滞なく対応し、業務に支障が出ないように、迅速な修理・交換対応を行うこと。駆けつけ保守は無償で対応すること。
- (4) 定期保守点検: 年間1回以上の定期保守点検を実施すること。定期保守点検できない場合は、代替の手段を提案すること。また、回数については発注者と協議すること。
- (5) バージョンアップ等: POSシステムのバージョンアップや画面構成の変更を行う場合は、事前に発注者の担当者に報告し、運用に支障がないよう実施すること。
- (6) 釣銭機及び周辺機器（キャッシュレス決済端末以外）は4年以上の保守サポートを実施すること。

9. 納品物の帰属関係

本契約に基づき新たに作成された作成物（マニュアル等）の著作権は、全て出雲市に帰属する。ただし、受注者が従前から有している著作物についてはこの限りではない。

10. 守秘義務及び法令遵守

- (1) 守秘義務: 本業務を遂行する上で知り得た一切の情報を、契約期間中及び契約終了後も第三者に漏洩してはならない。
- (2) 個人情報保護: クレジットカード情報を含む個人情報について、漏洩防止のために適切な措置を講じること。
- (3) 法令遵守: 地方自治法その他関係法令を遵守し、改正があった場合は改正後の内容に従うこと。

11. その他

- (1) 協議事項: この仕様書に定めのない事項や疑義が生じた事項については、双方協議の上で決定する。
- (2) 緊急時体制: 事故や災害等の緊急事態を想定し、業務に支障をきたさないための十分な対応体制を整備すること。 万一、情報の漏洩等が発生した場合は、直ちに市に報告し、その対応にかかる費用は全て受注者が負担すること。

(別紙) 設置場所及び機器構成一覧

NO	設置場所	住所	調達数量					
			キャッシュレス決済端末	POSレジシステム	自動釣銭機	ドロア	レシートプリンタ	スキャナ
1	出雲市役所 市民課	島根県出雲市今市町7-0	2	2	2	0	2	2
2	出雲市役所 市民税課	島根県出雲市今市町7-0	1	1	1	0	1	1
3	出雲市役所資産税課	島根県出雲市今市町7-0	1	1	0	1	1	1
4	平田行政センター 市民サービス課	島根県出雲市平田町951-1	1	1	0	1	1	1
5	佐田行政センター 市民サービス課	島根県出雲市佐田町反辺1747-6	1	1	0	1	1	1
6	多伎行政センター 市民サービス課	島根県出雲市多伎町小田74-1	1	1	0	1	1	1
7	湖陵行政センター 市民サービス課	島根県出雲市湖陵町二部1320番地	1	1	0	1	1	1
8	大社行政センター 市民サービス課	島根県出雲市大社町杵築南1397番地2	1	1	0	1	1	1
9	斐川行政センター 市民サービス課	島根県出雲市斐川町莊原2172番地	1	1	0	1	1	1
			10	10	3	7	10	10